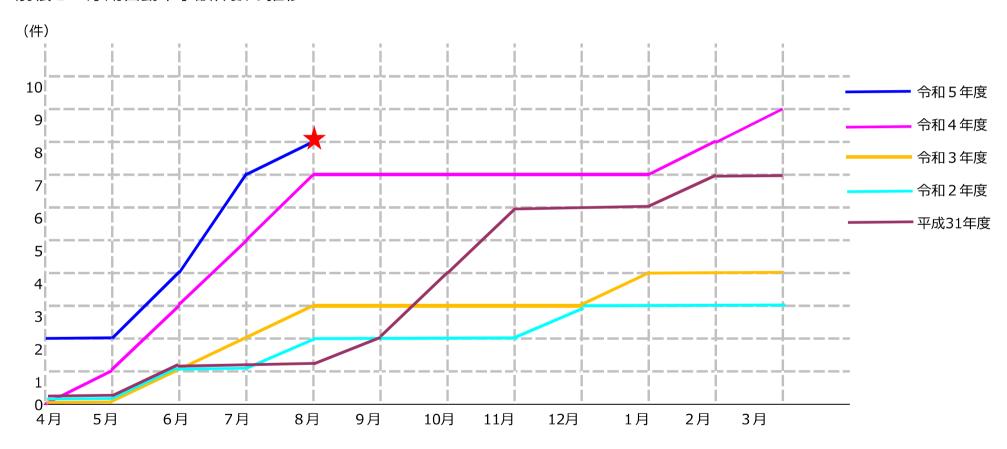
令和5年8月30日 庁 議 資 料

別紙1 庁用自動車事故件数の推移



庁用自動車乗用時の注意事項

令和5年8月30日 庁 議 報 告

【出発時】

○上長等による目視での酒気帯び確認

&

確認内容の記録

呼気検査(アルコールチェッカー)

- ○車体の異常確認 ⇒ 外観のへこみ・傷・異音等
- 〇ドライブレコーダーの確認 (搭載車)
 - ⇒・正常に撮影できているか
 - ・SDカードがセットされているか
- 〇ガソリン・充電状況の確認
 - ※電気自動車で遠方に出張する際は、必ず事前に**充電できる場 所を確認すること**

【帰庁時】

- ○駐車時、同乗者によるサポート(先に降車して側面・後方確認 を補助)
- ○車体に異常がないか確認 ⇒ 外観のへこみ・傷・異音等
- ○電気自動車の充電⇒走行可能距離70km以下になったら
- ○上長等による目視での酒気帯び確認 & 呼気検査(アルコールチェッカー)

確認内容の記録



- ○交通ルールの順守(**一時停止・車線変更禁止の徹底・法定速度の 順守等**)
- ○同乗者によるサポート(側面・後方確認等)
- ○異変に気づいたら、必ず停車し周囲及び車両の確認をする。

